○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岡山県都窪郡早島町早島字無津六一八番一から同町早島字三反地三四四二番四まで	前	三二・〇一～五六・六一	
	後	三二・〇一～八二・一九	
		〇・六六六キロメートル	
		〇・六六六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	A 七・四〇～六一・五〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 九・七〇～六九・二五	
	後	A 七・四〇～六一・五〇	
		B・C 九・七〇～八八・五八	
		一〇・二七五キロメートル	
		一二・四〇八	
		一三・五一五	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
総社市窪木字落合一〇三一番一から同市井尻野字松林八八八番三まで	前	A 九・〇〇～四二・〇〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・二五～七五・六四	
	後	A 九・〇〇～四二・〇〇	
		B・C 一二・二五～四三・六八	
		六・六六九キロメートル	
		三・四九五	
		六・六六九	
		四・九〇七	
総社市井尻野字松林八八八番三から同市井尻野字浜町一〇三三番一まで	前	一五・四七～二三・一三	
	後	一六・八九～三三・三七	
		〇・〇二九キロメートル	
		〇・〇二九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	庄原市水越町字馬ヶ段五三五三番一から同市高野町和南原字上深石山五三一〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月一日

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
福岡市城南区梅林五丁目一三七番九から同市城南区梅林五丁目一三六番二二まで	前	五七・五〇～六〇・五〇
	後	五七・五〇～五九・〇〇
		〇・〇一四キロメートル
		〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡下　淳

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
北海道斜里郡斜里町ウトロ東四番一から同町ウトロ東四四九番まで	前	二〇・三五～二九・二九
	後	二〇・三五～二八・六四
		〇・〇四八キロメートル
		〇・〇四八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五	小樽市築港一〇九番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　令和八年九月一日